

# 草津市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

## 1. 日 時

平成21年9月1日（火） 14:00～16:30

## 2. 場 所

草津市役所4階行政委員会室

## 3. 出席者

〔委員〕	※	◎天野 耕二	○青木 和子	金谷 健	大村 久雄
		妹尾 志郎	清水 節子	青山 泰造	小松 直樹
		権田 五雄			
〔事務局等〕		勇 竹廣	進藤 良和	梅景 聖夜	中北 光一
		堀 佳子	堀口 深	黒川 克彦	村上 智紀

※ ◎会長、○副会長  
〔傍聴者〕 3名

## 4. 議 事

### ○ 事務局

定刻の時間になりましたので只今より第14回目の草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日の会議は、委員10名中8名の方に出席をいただいておりますので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第19条第2項により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、当審議会を開催できますことをご報告させていただきます。

また、当審議会は公開とさせていただきます。現在3名の方が傍聴に来られています。大変ありがとうございます。

それでは会議に先立ちまして、市民環境部長から挨拶を申し上げます

### ○ 勇部長

本日は、第14回草津市廃棄物減量等推進審議会の開催にご案内させていただきましたところ、公私ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本日の審議会の予定ですが、前回の審議会において、継続審議となっていました「現在の制度の見直し」について改めてご審議いただきます。前回お話にも出ていましたように、「手数料の

課金方法」、「袋の料金水準」、「社会的配慮による無料配布措置等」についてご審議をお願いいたします。

なお、もうすでにご案内のとおり今回で第14回の審議会を迎えています。そろそろ最終答申を出していただかなければ時期的に非常に厳しいという思いもありまして、大変恐縮ではありますが、出来れば年内に最終答申を出していただければと事務局は考えておりますので、審議の経過も含めながらお願いいたします。

そして、会議の後半は、廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について、第11回の審議会で資料を提出させていただいておりますが、その辺りも含めてもう一度ご説明させていただいて、ご審議をいただければありがたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

○ 事務局

委員の出欠の状況ですが、○○委員につきましては、他の用務で少し遅れて来られる予定です。それでは、会議に入りたいと思いますので天野会長、進行をお願いいたします。

○ 会長

それでは、ただいまより草津市廃棄物減量等推進審議会の議事に入ります。次第に基づき、議事1)「ごみ分別の見直しとごみ処理費の住民負担」についてのパブリックコメントの意見に対する考え方の検討について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

はい。それでは議事に入る前にお手元の資料の確認をお願いしたいと思います。

**【資料の確認】**

パブリックコメントで、現在の無料配布枚数を減らしてはどうかのご意見をいただきましたことから、前回の審議会で、現在の一定枚数無料配布の超過従量制の見直しを検討していただきまして、幾つかのご意見をいただきました。

集約しますと、「不公平感の解消」、「ごみの減量」そして「財源確保」の3つの観点で、どれを重点にするのかを決めながら、幾つかのパターンの中で、無料配布枚数の見直しについて比較検討をした方が良いとのご意見をいただいたかと思っております。

また、他にも単純従量制の全国や県内の実施状況も説明をしておいたほうが良いとのアドバイスもいただいております。

お手元の第14回審議会資料No.1-①をご覧ください。「現在の無料配布枚数の見直しに伴う減量化率と経費」の資料ですが、1枚目の中央の表「現在の方法（町内会からごみ袋を配付）」は、今まで通り町内会を通じてごみ袋を各ご家庭に配布する場合です。

その下の表「ごみ袋に代えて引換券を町内会から配付（または郵送）」は、分かりづらい

かもしれませんが、引換券を町内会から各世帯に配付していただく方法と直接郵送等で引換券を各世帯に配付する2つのパターンを一緒に示させていただきます。

引換券につきましては、野田市や大垣市と同じように、5枚単位もしくは10枚単位の綴りとした回数券のようなものを想定しました。

収支計算は、ごみ量の減量に伴いまして、収集・処理費等の経費も変わってくるかと思いますが、比較をする上で、分かりやすくするためにできる限り簡素化いたしましたのでご了承下さい。

2枚目は、ごみ袋の価格とごみの減量との相関関係を示したものです。

#### 【第14回審議会資料No.1-①に基づき数値説明】

ごみの減量化の目標としては、昨年、国が示した「第2次循環型社会形成推進計画」の中で、平成12年度の1人1日当たりのごみ排出量を基準に平成27年度までに約10%削減する数値目標が示されました。草津市が、この目標を達成するためには、平成20年度の排出量を基準にしますと、10%から15%程度の減量が必要となります。

仮に、ごみの減量化率を10%程度の目標としますと、現在の方法で、無料配布枚数を20%削減することになりますが、約300万円の黒字となります。ごみ袋に代えて、市民に引換券を配布する場合は、町内会を通じてだと約2,500万円の赤字、郵送だと約3,000万円の赤字となりますので、経費的には、引換券を配付する方法より、現在の方法が有利と言えます。

現在の方法ですと、収支上は300万円程度の黒字になるのですが、市税の増収が今日見込めない状況にありまして、今後ごみ処理費が増えていくということは市の財政を圧迫してくることとなります。また、現在の方法で無料配布枚数を50%減らすとしますと世帯人数や生活様式に応じた公平性を確保するための費用が必要になってきますし、乳幼児や介護等でおむつが必要な世帯への社会的配慮の措置も必要になってくると考えます。また、ごみ処理の費用負担につきましては、現在の制度では税による負担となっていますことからごみ処理に費用がかかっていることが分かりづらいだけでなく、負担の公平性が確保しづらい制度になっていると言えます。

これに対しまして単純従量制では、ごみの排出量に応じた負担となりますことから、負担の公平性の確保が図れることになりまして、減量化の目標を同じ10%程度とすれば1枚のごみ袋の価格が30円程度になるのですが、約1億5000万円の黒字になりまして、財政面では単純従量制が有利と言えます。

次に第14回審議会資料No.1-②をご覧ください。

#### 【第14回審議会資料No.1-②に基づき説明】

この資料に基づきまして、第14回審議会資料No.4「答申（案）」をご覧いただきたいと思ひます。

【第14回審議会資料No.4 P1～P7に基づき説明】

いったんここで説明を切らしていただき、ご審議をお願いしたいと思ひます。この後、「課金方法」、「社会的配慮」についてご審議いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○ 会長

それでは、この件につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

○ 委員

資料1-①②で、特に①なんですが、答申（案）の方の付録のようなかたちでとお考えですか。

○ 事務局

はい。付属資料と考えております。

○ 委員

少し気になるのですが、第14回審議会資料No.1-①のP3「ごみ袋の価格と減量化率の関係」ということで、かなりぱっきりとXYを使った式で計算されているのですが、値段を上げていけば直線的に減っていくというこの考え方と、第14回審議会資料No.4「答申（案）」の方のP7の環境省の手引きの部分で、1ℓあたり1～2円で10%ぐらい減るとか、その次の山谷先生のいくらでどのくらい減るとか、この辺のところはびったり同じではなくても良いと思ひますが、違うわけですね。環境省の手引きの方でいうと2円/ℓであれば、先ほどの資料No.1-①でいうと、10%強よりもうちょっと多いわけですね。その辺りがバラバラなような気がするのですが、もしこの審議会資料を入れるとするなら、その辺の説明が必要になるのではと思ひました。

もう一つは、答申（案）のP7「④市民の負担限度」で4行目のところが、この論理でいきますと上限ではなく、下限ではないかと思ひます。というのは、確かに負担は500円までとよく言うのですが、多市民の分別行動が現れるのは、高ければ高いほど減ることになっているので、上限というよりは下限ですね。500円ぐらいから効果が表れるということに論理的にはなると思ひます。ですから、これは上限ではなく下限だと思ひます。

○ 会長

今、ご指摘いただいた点についていかがですか。

○ 事務局

環境省の手引きの方なのですが、統計を取られている自治体の数が非常に少ないというところがありまして、関数で表した関学の学生さんがされた調査ですと、近畿・中国地方の都市で、68都市を取っておりますので、そちらの方が良いのかと判断に悩みまして両方を挙げさせていただいた次第です。

○ 会長

他にもいろいろな研究があるので、資料に付けるとするなら全部付けなくではいけないので、なるべく付けない方が良いと思います。この審議会で参考資料として、可能な限りたくさん情報を見せていただくのは良いと思うのですが、最終的な答申に全部載せることは出来ないですし、反ってこんな研究もあるじゃないかというものも出てくると思います。あれこれ載せるようなことはしないほうが良いと思います。

○ 事務局

整理をしたいと思います。

○ 会長

あともうひとつ、ご指摘いただきました500円というのが上限と見るか、下限と見るかについては見方によって違うと思いますが、限度という表現にしてはどうでしょうか。

○ 委員

負担限度のこの部分はいらないように思います。言っていることが違うと思います。市民が我慢できるのが500円ぐらいまでだということまでで良くて、そのことで分別行動が効果的に行われるというのは別のことです。

○ 会長

では、「月額500円程度であると考えられている」が良いのではないのでしょうか。上限と書くから分かりにくいのではないのでしょうか。

○ 事務局

はい。そのように修正いたします。

○ 会長

京都市で平成18年から始めたら、おおよそ500円ぐらいだったということが言いたい訳ですよ。

○ 事務局

はい。そうです。

○ 会長

ほか、いかがでしょうか。

私が一番懸念していたのは、パブコメでいろいろ出された意見に対して答申が回答しているかどうかについて、細かい所まで委員の皆さんにチェックしていただきたいのですが、今回下線を引いたところ、素案に対してパブコメで多くの方から寄せられた意見に対して、丁寧な説明になっているかどうか確認していただきたいと思います。

特に現行制度の見直しについては検討しないのかというかなり厳しい意見が多かったことが、私は気になっております。それに対してかなり説明は加えていただいたのですが、全く無料の自治体が有料化するのとは違って、草津市は一定無料である超過従量制を長年とってきた中で、その制度が多くの方には慣れ親しんでいるが故に、いきなり単純従量化ということに対する抵抗感がパブコメにも非常に大きく表れていました。もちろん賛成の人はパブコメには出してこないで、全体のうちの何%の人がそう思っているのかはまた別の話なのですが、ただあれだけパブコメで意見があったわけですから、きちっと受け止めたうえで、審議会として審議し、答申(案)をより丁寧に作るという方向にもっていかなければならないと思います。現行制度の見直しについても1回きちっと検証したうえで、やはり多くの自治体で採用している単純従量制に移行すべきという方向性が、今ご説明いただいた答申素案からこの下線部を修正・加筆した内容でよろしいでしょうか。その辺りが今日の一番大きな議論すべき点だと思います。今日の審議のうえでほしいこの方向で大丈夫ではないか、とのご意見がこの審議会ですとまれば、この方向で最終的な答申を作っていくこととなります。

○ 委員

よろしいですか。気になるのは、草津市民の方にとっては、今まで言ってみたら袋は天から降ってきたわけで、それが自分で買うことになるわけです。その値段は、周辺の守山市にはほぼ合わせるかたちで、普通の値ですよ。言ってみるとそれまで1袋だいたい実費が10円くらいしますから、そのくらいのものからすると、プラスマイナス併せて50円くらいになるわけです。ただそれ自体は今までが恵まれすぎたので、普通になるということで私としてはやむを得ないことだと思います。

ただ、非常に気になるのは、その時に市民がごみを減らすために、先ほども出てきている実施自治体の中でいろんな工夫をするわけです。受皿というか。他市との比較の中で、草津市はその

受け皿の部分が答申(案)でほとんど書かれていません。そこをもう少し書くべきだと思います。

具体的に言うと、答申素案のP 6のところでごみ区分が現在から新しい区分になるというのがありますが、こここのところの内容を変えないでもう少し書き方を変えた方が良いと思います。市民とすれば、レジ袋をもらわないなど排出抑制があるのですが、資源ごみという大きな区分をもう一つ作って、その中に具体的な分類で古紙類等を作り、そちらの方に出せば費用負担が市民レベルでは減るという部分をもう少し出した方が良いのではと思います。

プラスチック類もはっきり分かるように、汚れたプラスチックと汚れていないプラスチックで分けても良いのではと思います。

前にも意見を出しましたが、一番説明がしやすいのは、資源として出したものに対しては、有料化しなくて、そうでないものは有料化するということかたちが市民に対しては説明がしやすいと思います。ただそれが、分別を市民がきちんとならないのではないかという懸念からプラ製容器包装も同じ有料化の対象とされました。この部分について、最後答申(案)をまとめる時に論理構成として最後もう一度検討した方が良いのではないかと思います。市民に対してごみを減らすための手段は何なのか、どう考えているのか、というところが必要ではないかと思います。それが分別区分の見直しの部分と有料化の対象のところとがどのようにするか絡みで、ここは多くの自治体で悩むところがあって、彦根市は最後までもめて決着が付きませんでした。

古紙類は今回対象にならないですね。

#### ○ 会長

答申素案のP 11に無料とするごみに古紙類が入っています。ここまで読むと初めて分別見直しと住民負担が結びついて、今まで古紙類を普通ごみに入れていた人が、しっかり古紙類を分けると袋のお金は払うけど、今までより使用する袋は減るということです。

ここまで読むと分ってもらえるのか、このままでは分ってもらえないとするともう少し分かるように書いた方が良くもありませんね。

今ご指摘いただいたポイントは、パブコメでもいくつか出てきましたが、結局有料化しても今までしっかり分別して出していた人っていうのは減らしようがない。物を買わないようにするにかないのではないかと。だから、ご指摘いただいたように、何かこうやって減らせるんですよというものが分かりやすく見せることができなければ、中々今まで真面目に分別していた人にとって、納得がいかないとの意見が残ると思います。

#### ○ 委員

この前の意見の中にも、努力をしている方としていない方は一緒なのですかというのがありました。努力することによって、分別することによって、多少は優遇されたり安くなったりする部分と、全然努力していない方が同じレベルであれば不公平感が残るのではないですかとの意見もありました。

○ 事務局

今いただいたご意見なのですが、要するに減量化、努力する方向にもっていくということですが、考え方の一つとして、有料化する資源ごみを普通ごみよりも当たりの価格を下げるというのも考えられますが、そういった事も含めて検討させていただいてもよろしいのでしょうか。

○ 会長

他はいかかでしょうか。よろしければ、あと残っているシール、袋の問題と社会的配慮の問題についてご説明お願いいたします。

○ 事務局

それでは、手数料の課金方法（負担方式）についてということで、指定袋方式とシール方式についてご説明させていただきます。

まず、なぜこの議題について再度検討を行うこととなったかの経緯についてですが、2月に行いましたパブリックコメントの意見（第13回審議会 資料No.3P4）の中に、「答申素案を読む限りでは、作成コスト等の面からシール方式が有利であることは明確であり、単に慣れ親しんでいるから袋方式が望ましいとするのは安易ではないか」といったご意見を頂戴いたしましたことから、再度、袋方式とシール方式について審議が必要ではないかと考えまして今回、議題として挙げさせていただきました。

それでは、資料に基づきご説明いたします。

お手元の第14回審議会資料No.2をご覧ください。

【第14回審議会資料No.2に基づき説明】

【第14回審議会資料No.4 P5に基づき説明】

○ 会長

いかがでしょうか。最初の素案ではシールの方が安いですが、袋の方が良いのではないかと割と簡単に書いてあったことに対して、パブコメでいくつか意見があり、もう少し詳しく調べていただいた結果、シールというのはただのシールだといろいろとデメリットがあり、偽造防止や剥がれ落ち防止のためにコストをかけると結局袋と変わらないので、シールの優位性はないというのが主旨です。それを答申に盛り込んだということですが、いかがでしょうか。これは、割と分り易く、より丁寧な説明が加えられていてよろしいのではないかと思いますので、よろしいでしょうか。

【委員同意】

それでは、もう一つ残っています社会的配慮について説明をお願いいたします。

○ 事務局

それでは、「社会的配慮による無料配布措置等の対応について」説明をしたいと思います。  
お手元の「第14回審議会 資料No.3」をご覧ください。

【第14回審議会資料No.3に基づき説明】

【第14回審議会資料No.4 P7に基づき説明】

○ 会長

こちら最初答申素案では割とさらっと書いていたところを少し丁寧に他の自治体の実施状況も調べられる範囲で調べていただいたうえで、少し丁寧に加筆していただいたところですが、いかがでしょうか。

○ 委員

よろしいですか。確認なのですが、庭木の剪定枝などは草津市では現在どのような扱いですか。

○ 事務局

剪定枝につきましては、長さ50cm以下、直径5cm以下にして紐でくくっていただいたうえで、集積所に排出していただいております。

○ 委員

無料ですよ。それが今回の無料配布措置の中には入ってこないのが有料になるとの理解でよろしいのでしょうか。

○ 事務局

そのように一定はお示しさせていただいたのですが、審議会の中で検討していただければと思います。

○ 委員

はい。それに関連して、第14回審議会資料No.4「答申(案)P8④その他」の部分なのですが、この答申というよりも、現実にこの後、行政を動かしていく時にこの種の項目があった方が自由度はあると思います。ただ、答申として出す時に、答申の方に必要なという気がします。答申として出すのであれば、これは何なのかということを示さなければ、何でもこちらに入ってしまう可能性が人によってはあります。だから、ご検討の剪定枝、落ち葉については、方針が変わるといふかたちを取るのであれば、それはむしろ書いておかれた方が、誤解が少ないのではないかと思います。第14回審議会資料No.3の方で

は、除外対象には馴染まないという考え方ですよね。それを受けて、答申（案）の方では、項目として挙げなかったということですよ。

○ 事務局

はい。

○ 委員

そうであれば、第14回審議会資料No.4「答申（案）P8の④その他」の部分は入れておかない方が誤解されないのではないかと思います。これでは、どちらでも取れてしまいます。

○ 会長

この剪定枝や落ち葉も基本的には有料の焼却ごみ類の袋に入れて出してもらおうというのが今の方針ですよ。

○ 事務局

はい。現時点での考え方です。

○ 会長

そうしますと、今ご指摘いただきましたように、敢えて「④その他」は入れない方が誤解を招かないですね。「①紙おむつ」、「②生活保護受給」、「③ボランティア」に限定した方がよろしいですね。

○ 委員

逆に言いますと、その他で考えられることは何がありますか。

○ 事務局

先ほど説明させていただきましたように、社会状況や経済情勢が変わり、想定していないものが出てくる可能性があるのではと思ひまして、例えば、現在雇用関係、派遣切りの中での政治施策も国の方で取られていますので、そのようなものが必要になってくる可能性もあるのでは、と思ひ挙げさせていただきました。ご意見がありましたように、まだ全く想定していないものですから、入れることによって誤解を招くということでしたら削除させていただく方向で良いのかと考えます。

○ 会長

削除しておいて、何かが出てきた時に、考えるということが良いのではないのでしょうか。

ご指摘いただいたように、答申としては具体的に何と何が、検討が望まれるのか。一つひとつは検討が望まれるということなので、別に断言はしていないので、実際、先ほどもご説明いただいたとおりごみの部局だけでは扱えない問題なので、この減量化推進の答申としては、とりあえずおむつと生活保護とボランティアについて、「無料配布措置の検討が望まれる」という部分で止めておいたらよろしいのではないのでしょうか。

○ 事務局

分りました。

○ 会長

あともう一つ、今、お聞きして気になったのですが、最初の分別見直しのところで敢えて剪定枝や落ち葉を入れていないですよね。このままでよろしいのでしょうか。今まで規格に合わせて切り、無料で出していた方にとって今後どのように出すのか不安になると思います。敢えて載せないのか、載せた方が良いのかどちらでしょうか。普通ごみの中にも書いていないですよね。答申素案のP6の表です。

○ 委員

すいません。よろしいですか。落ち葉や剪定枝の話で、例えば隣の家の木が出てきているので切って下さいとなった時に、分りました。切らせてもらいます。落ち葉等も掃除しておきます。それを有料化されると市民感情としては、何もかもその部分に金銭面がからんでくるとなると意思疎通が上手くいかなくなるので、なるべくならこの辺はやっぱり今まで通り現状維持のままのほうがありがたいと思います。これから高齢社会になった時に、お掃除を手伝った時、そのごみが有料化ってことになってくると相手も気を遣われるし、こちらも気を遣ってしまうので、その辺も考慮して社会的配慮に入れていただければと思います。「④その他」はいらぬのではと私は考えます。

○ 委員

枝とかはそのようなかたちで配慮しようとした時、出来ると思うのですが、落ち葉となるとそれは非常に難しいのではないのでしょうか。

○ 委員

今のところは、普通ごみの袋に入れて出すようになっています。ですから、普通ごみの袋がすぐに満杯になってしまいます。少し掃除をすれば3袋ぐらいになります。

○ 委員

それを除外だということで、管理をすること自体が行政としては非常に難しくないのでし

ようか。

○ 事務局

実態は、現在無料で配っています袋の範囲内で家庭から出る落ち葉は入れていただいております。袋の入らない枝は、規格に合わせて切り縛って出していただいております。また、業者が剪定した場合には業者が持って帰ります。この場合は、業者にお金を払っています。現在、剪定料より処分料の方が高いです。私も経験があるのですが。現状、無料のケースもあり、有料のケースもあり、大変難しいです。

○ 委員

今言われたように大量に出た場合は、有料で業者に持って帰ってもらいます。

○ 事務局

個人で、何回も分けて縛って出せば、これは無料なんです。これが実態です。長年、草津市では無料としてきましたので、全てを有料とすると多くの課題が出てくるかとは思いますが。しかし、全部無料と言ってしまいますと、袋との関係でややこしくなると思います。やはり、難しい問題です。市民の皆さんも両方のご意見があると思います。

○ 委員

よろしいですか。背後の考えをはっきりしなくてはいけないと思います。最初の頃の議論で、草津市の環境美化の考え方で庭木等はきれいにしましょうというものがあるとおっしゃっていたように思います。その考え方は今でもありますよね。

○ 事務局

はい。

○ 委員

そうしますと、紙おむつと同じような話になると思います。結局、ごみ減量が困難なところに対応するわけです。そういったものを残しておくことが、市全体の景観上の点で良いとするなら、それに対して伸びたものは減らす余地がありませんよね。だから、それを無料にすることは、ごみ減量が困難な分類の中に紙おむつともう一つ剪定枝を入れるのは筋が通ると思います。

○ 会長

③のボランティア清掃のところに「環境美化の推進」の言葉を入れたうえで、最後に「併せて一般の家庭ごみとの区別を明確にする必要がある」としていただきますので、微妙に考慮し

ながら、でも、無差別には無料にしないという主旨ですかね。

○ 委員

「第14回審議会資料No.4答申(案)」P7、8の①、②、③のタイトルを変えたほうが良いと思います。①を「紙おむつ」ではなくて、「ごみ減量困難世帯等」というように、一般化したほうが良いと思います。例として紙おむつがあって、もう一つ剪定枝をその枠の中に入れるべきかと思います。②が「生活保護受給世帯」ではなくて「社会的弱者」にして、その一つの例として生活保護を置いた方が良い。③として、これは「ボランティア清掃」というよりも、第14回審議会資料No.3にもあるように、「公共施設等を対象としたもの」とした方がよろしいのではないのでしょうか。剪定枝については、どちらにしても反響があるように思います。多くの市民の方を見た時に、剪定枝等がたくさん出てくるようなお家は立派なお家という風に捉える方もおられると思いますし、必ずしもそのとおりに言えない場合もあります。

○ 委員

今言われた紙おむつなのですが、これから先、紙おむつというものを使わないようになるかもしれません。一番ごみとして大量に出ているのが紙おむつだと思いますので、ひょっとしたら紙おむつに代わるものが出来るかもしれません。そうなった時に紙おむつというものを入れるのはどうかと思います。ですから、「社会的弱者」、「公共的」など言葉でまとめられた方が良いと思います。

○ 委員

紙おむつに対して無料配布するというのは、専用の袋を配布するというイメージではないのでしょうか。

○ 事務局

紙おむつ専用の袋を使用している自治体もあるのですが、乳幼児は別にして、どうしても介護世帯では、プライバシー等の問題もありまして専用袋を作っていない自治体もあるように聞いています。また、コストのことも考え、作らない方向で考えております。

○ 委員

剪定枝については、一定程度とするようなかたちにして、一定程度を超える量については具体的なことは書く必要がないのではないのでしょうか。中間をとるようなかたちでどうでしょうか。全体的な流れが、市民全体に負担を強いるわけです。今まで無料で配っていたものを1枚40円くらいで買ってもらうという大きな流れがあるわけです。その時に、

剪定枝等の部分だけを例外にするというのは論理が合わないと思います。ただ一方で自然に育ってくるわけですからまるっきり全部を負担してもらうのではなく、中間的な表現にしておく方が良いのではと思います。

○ 会長

答申の中で、あまり具体的な細かい話は書けないですね。現段階としては。一つの案としては、先ほどご提案いただいたように①を「減量化困難なケース」にして、例えば紙おむつ、剪定枝等の括りにしてはどうでしょうか。

○ 事務局

今いただきました意見を整理しながら次回ご提示させていただけるようにしたいと思います。

○ 委員

ただ剪定枝は事務局も言われたように、業者に頼まれた時にはお金を払っていますよね。それを個人で出すからと言って、50cmに切って束ねて山のように出されている時があります。それでいっぱいになるのではと思うぐらい出されている時があります。

○ 事務局

そうです。自分の家を出せば無料だと考えるご家庭もあるかもしれません。全て袋の範囲では無料、プラスアルファも無料ということで現在は行っていますから、これが単純従量制で全部が有料となると市民からの反発は多いと思います。

○ 委員

そうかと言って、考えておられる方は、少しずつを小さく切ってごみ袋に入れて出されている方もおられます。

○ 事務局

そうですね。さらにごみ量を減らしたいので、葉っぱなどはしばらく置いておきます。そうすると枯れて小さくなります。それから袋に入れられるご家庭もあります。いろいろ工夫されて、減量化に努力していただいています。

○ 委員

だから、このまま出されたらごみ袋いっぱいになるぐらいの掃除を当番がしなければならぬと思います。簡単には言えない部分があります。

○ 事務局

このアンケートではあまり無料としている自治体は少なかったのですが、近隣の状況等も調べて次回ご議論いただきたいと思います。

○ 会長

ここはもう少し考えていただいて次回に案を出していただければと思います。  
よろしいでしょうか。

○ 委員

剪定枝の話ばかりにされていますが、私の家の周辺は自家菜園をされている方が多いです。野菜のくずが全て出てきます。それも、50cmに切らないで長いまま出されることがあります。先ほどもおっしゃられたように、あとの掃除が大変です。乾かして出されるとよいのですが、生のまま出されると葉っぱが全部落ちるんです。次の日に行ったら全部を掃除しなければなりません。そういったのはやっぱり困ります。それであれば、お金がいるかもしれませんが、袋の中に入れてもらう方がありがたいですね。

○ 委員

それも自分の家庭から出したごみですからね。

○ 委員

昔は畑や田んぼの中にすき込んだのですが。今は、引いたら全部集積所に出してこられますので、その辺も困ります。

○ 会長

最終的には、基本有料化だと思うのですが、この件につきましては段階的に何か上手く考えていく必要があるかと思います。いきなりは難しいと思います。

○ 事務局

これは減量化する大きな材料だと思います。葉っぱにしても家庭菜園にしても乾かすだけで本当に少なくなります。乾燥させてからごみ袋に入れて出していただけたら、我々としては減量化という意味では本当に助かります。もう少しご議論いただければと思います。

○ 会長

この点はもう少し時間をかけて案を作っていただければと思います。  
今日はもう一点、処理基本計画の基本的な考え方について簡単に説明いただけますか。

○ 事務局

では、お手元の資料で標題が「第14草津市廃棄物減量等推進審議会一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本的事項」という資料をご覧ください。

第11回の審議会でも一度ご説明いたしました、委員の異動もありましたことから簡単に説明させていただきます。

【資料（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本的事項）に基づき説明】

○ 会長

ありがとうございました。今のご説明に対して何かご質問、ご意見等ありますか。

○ 委員

よろしいですか。先ほどの第14回審議会資料No.4「答申（案）」の方ともある程度の整合性が必要だと思います。気になるのは、「答申（案）」の方では曖昧だったのですが、ごみを有料化すれば環境省の考え方では「10%減る」とありましたよね。環境省の表現では燃やすごみでしたよね。それと対応する形で、P8の国の方の目標値で1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（集団回収・資源ごみ除く）という部分が20%減らすようになっていますよね。ここの関係をやはり整理する必要があると思います。というのは、有料化だけで全てをやるのではなくて、有料化で10%くらいは減らしたい。残り10%は他のいろいろな施策を総合的に行って家庭ごみを減らすようなかたちにした方がすっきりするのではないかと思います。

処理基本計画で書くことを、答申（案）の方には書く必要はないのでしょうか。

出る時期はどののでしょうか。

○ 事務局

まず、有料化の方の答申は12月ぐらいにと計画しております。ただ、先ほどごみ処理基本計画の答申につきましては先ほど説明がありましたように、焼却施設等の計画の段階で、国・県との協議をさせていただきます。その辺りの協議を含めた中での作成になってくるかと思しますので、非常に申し訳ないですがもう少しお時間をいただいたうえで、今年度中には答申をいただくとありがたいと思っております。前後としては、有料化が先に、そして、その後に基本計画の答申という流れになるかと思っております。

○ 委員

そうしますと、答申の中で市としては、ごみをいつまでに、例えば家庭ごみは2割くらい、全体では1割くらい減らすという目標があって、家庭ごみを2割減らすうちの半分位

をこの有料化で減らしたいというか、その部分はあまり詳しく書けないにしても書いておいた方がすっきりするのではないのでしょうか。つまり、有料化だけで全てを行おうとすれば反対もできますし、他の施策も絡んでくるわけです。これが一点です。

もう一点は、少し教えて欲しいのですが、最終処分に関係なのですが、P2の④のところで「大阪湾フェニックスが平成33年で終わって、それ以降の次期計画の目途が立っていない」ということですね。ここの表現の部分と、P7一番下の②で「大阪湾フェニックスⅢ期計画実現に向けた取り組み」という記載があるのですが、この部分というのは、国の方が大阪湾フェニックスは地域の自治体が要望すれば、考えましょうということなのか、それとも全然ダメなのか、どちらですか。

#### ○ 事務局

環境省の見解では、基本的には自区内処理の原則に基づき、市内に最終処分場を確保しなさいというものがあります。近畿地方で自区内に最終処分場を持っている自治体が少ないのは、大阪湾フェニックスに頼っているからとされています。どちらかという環境省は大阪湾フェニックスには否定的で、各市町村で頑張ってごみを減らして最終処分場を確保するようにと考えておられます。

また、大阪湾フェニックスのⅢ期計画の実現の可能性が低いのは、現在のスキームでは港湾管理者と廃棄物部局が共同し、護岸は港湾管理者が作り、ごみの埋立ては廃棄物部局で行い、出来た土地を港湾管理者側が工業用地等として転売し、収益を得るかたちだったのですが、近年の港湾不況、土地価格の低下、そして前回にも少しお話をさせていただきました最終処分場の跡地利用に法的な制限が加わったことで、土地の売却が困難になったため、港湾管理者側がこの制度ではスキームが破綻していることから話に乗り気ではないのが現状です。

ただ、大阪湾を埋め立てるにはどうしても港湾管理者との共同が必要であるため、現在、新たな枠組みに向けてフェニックスの加盟団体で促進に向けた協議を行っている最中です。

#### ○ 委員

二段構えと言うことですね。12年ぐらいあつという間に過ぎてしまいます。

#### ○ 事務局

大阪湾フェニックスも今後使用できるよう働き掛けながら、市内での最終処分場も考えていかなければならない状況にあります。

#### ○ 委員

他市に頼るわけにはいかない状況になるわけですね。

○ 事務局

いずれにいたしましても、フェニックスのⅢ期が利用できるとしましても当然ながら今のスキームが破綻しているということになれば、廃棄をする自治体には今まで以上の負担が当然かかってくると思っています。自区内処理をすれば、それ以上の整備費もかかってくるかと思います。

○ 委員

分りました。

○ 会長

基本的なことなのですが、基本計画はあとで改めてまた答申ということなのですが、その答申もこの審議会が出すのですか。

○ 事務局

昨年の11月だと思いますが、有料化と併せてこの基本計画についてもお願いをしております。

○ 会長

それでは、まず年内12月を目途に分別見直しと住民負担のあり方に関する答申をいったん出したうえで、年度末に基本計画の答申を出すこととなりますね。そうしますと、この審議会でも引き続き並行して審議していくということになるのですか。

○ 事務局

はい。委員の皆様の任期が来年1月末かと思いますが、申し訳ありませんが、また新たに委嘱させていただきまして、引き続きご審議いただければありがたいと思います。

ただ、分別見直しと住民負担のあり方につきましては、相当期間が経過していますので、12月を目途に答申を出していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 会長

それでは、最後の基本計画の部分はあまり審議する時間はありませんでしたが、本日の審議内容について事務局の方で確認いただいて、併せて、次回以降の簡単なスケジュールについてお話いただけませんか。

○ 事務局

本日につきましては、有料化に係る事項を中心としてご審議いただきました。次回に、

答申（案）というかたちでお示しさせていただく中で、いくつかいただきました指摘事項を反映させたいと整理していきたいと考えております。先ほども出ていましたが、12月には答申をいただくとすると、10月に一度、再度11月にもお願いをし、中身を固めていきたいと考えております。

今回は、ごみの分別見直しおよびごみ処理費の住民負担のあり方についての答申（案）を中心にご審議いただきたいと思います。

処理基本計画につきましては、少し時間をいただいて整理をし、他の計画との整合性を図りながら、またご提示させていただきたいと思います。

このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 会長

これをもちまして、第14回の審議会を終了いたします。  
委員の皆様、ありがとうございました。